

諮問番号：諮問第 224 号

答申番号：答申第 224 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県知事（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当資格喪失処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるといふもので、その理由は次のとおりである。

- (1) 今回の審査にあたり、非該当となったので前回該当した診断書と見くらべた際に相違がなかったので疑問に思い、県担当者に問合せした際に「診断書で判断した」との回答あり。診断書を再度取りなおし普段通う施設の意見書を送付して、判断してほしい。
- (2) 処分庁は審査請求人の主張には理由がないと主張しているが、しかしながら処分庁の電話対応した方のアドバイスをもとに動いている。

電話確認を行った際もそうだが、処分庁は「診断書」と「県保健医療介護部精神保健福祉センター」の判断と主張している。ではなぜ電話確認を行った際の質問の「同じ内容の診断書で前回は該当し今回非該当になったかの具体的な説明が無い。」「低年齢では出来ていない事柄が高年齢になった際に出来ていない事の方が問題ではないであろうか。」「診断書の日時が違っても診断されている人物は同一人物。」回答がないという理由から処分差戻し再認定請求書を行ってほしいと考えるべきだから、処分庁の主張は成り立たない。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び国からの通知等に沿って適切に行われており、違法又は不当な点はない。

よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 審査請求人が提出した再認定届兼額改定請求書に添付された特別児童扶養手当認定診断書（知的障害・精神の障害用）（以下「本件診断書」という。）において審査請求人の子（以下「対象児童」という。）の障害は「自閉スペクトラム症」とされていることから、対象児童の障害の認定は特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について（昭和50年9月5日児発第576号厚生省児童家庭局長通知（以下「局長通知」という。）の別添1「特別児童扶養手当 障害程度認定基準」（以下「認定基準」という。）第7節の2のE 発達障害の区分に基づき行われるものであるといえる。
- 2 本件診断書には、発達障害関連症状として、「相互的な社会関係の質的障害」及び「言語コミュニケーションの障害」に該当した上で、「集団生活には不適應、興奮しやすい」と記載され、本件診断書を作成した医師（以下「診断書作成医」という。）による令和4年6月6日付けの回答書（以下「本件回答書」という。）には、「危険行動が多い（急に道にとび出す等）ことから見守りは必須」と記載されている。

これらのことから、対象児童の障害の程度は、認定基準第7節の2のEにおける2級である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適應な行動が見られるため、日常生活への適應にあたって援助が必要なもの」に該当するとも考えられる。

しかしながら、本件診断書では「問題行動及び習癖」に関しては、「興奮」及び「多動」のみ該当し、その程度・症状・処方薬等の具体的記載には、「飛び出しなどあり」とのみ記載されていること、食事、洗面、排泄、衣服、入浴が「自立」していること、危険物が「大体わかる」こと及び睡眠が「問題なし」とされている。

また、本件診断書では、「医学的総合判定」に関して、「常に介助・見守りが必要」と記載されていることから、処分庁が診断書作成医に「日常生活の様子」及び「どのような介助と見守りが必要か」について質問したところ、診断書作成医からは、「危険行動が多い（急に道に飛び出す等）ことから見守りは必須」との回答のみであったことが認められる。

これらのことから、処分庁が「危険行動があるために見守りは必要であるものの、危険行動とそのために必要な見守りは、日常生活が著しい制限をうけるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものではない」と判断したことが、不合理なものであるとは認められない。

3 以上のとおり、処分庁が対象児童について、認定基準第7節の2のEの2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないとして本件処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

4 審査請求人のその他の主張について

ア 令和4年10月3日付けで作成された対象児童の診断書（以下「新診断書」という。）による判定について

審査請求人は、診断書を再度取りなおし普段通う施設の意見書を送付して、判断してほしいと主張している。

このことは、審査請求人が新診断書により、対象児童の障害等級の再判定を行うことを求める主張であると解することができる。

しかし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号。以下「省令」という。）第1条及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和39年厚生省令第38号）第1条及び局長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2の(4)によれば、障害の認定は、特別児童扶養手当認定請求書提出時に併せて提出された特別児童扶養手当認定診断書を基に行うこととなっており、処分庁は、これにより、本件申請の際に提出された本件診断書に基づき対象児童の障害等級の判定を行い、適法に本件処分を行っている。

さらに、処分庁は本件診断書の内容についての疑義に対し、診断書作成医にも確認を行うなど慎重な手続を踏んだ上で判定を行っていることから、その判断が誤りであるということとはできない。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

イ 理由付記について

また、審査請求人は、「質問の「同じ内容の診断書で前回は該当し今回非該当になったかの具体的な説明が無い。」「低年齢では出来ていない事柄が高年齢になった際に出来ていない事の方が問題ではないであろうか。」「診断書の日時が違っても診断されている人物は同一人物。」回答がないという理由から処分差戻し再認定請求書を行ってほしいと考えるべき」との主張をしている。

このことは、処分庁が、本件処分の理由を付記していない旨の主張であると解することができる。

また、行政手続法（平成5年法律第88号）第14条第1項では、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないとした上で、同条第3項は、不利益処分を書面でするときは、第1項の理由は、書面により示さなければならない旨を定めている。

その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

また、付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、理由付記として十分でないと言わざるを得ない（最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決・民集39巻1号1頁参照）。

本件処分にあたっては、処分庁の補助機関である福岡県福祉労働部児童家庭課長は審査請求人に対して、「特別児童扶養手当の再認定届出について」を交付しており、同文書の中において、「認定基準の2級相当である「発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」に該当しないため、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律の対象よりも軽度であると判断しました。」と説明し、本件処分の理由を具体的に提示しており、その内容も不十分とはいえないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年9月27日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項

の規定に基づく諮問を受け、令和5年11月9日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

省令第1条及び認定要領の2の(4)によれば、障害の認定は、特別児童扶養手当認定請求書提出時に併せて提出された特別児童扶養手当認定診断書を基に行うこととなっている。そして、障害の状態については、法第2条第5項において、「障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから一級及び二級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」と規定されており、各級の障害の状況に係る具体的な認定の基準については、認定要領及び認定基準に定められている。

処分庁は、本件診断書の記載内容について、認定要領の3の(1)により置かれた医師（以下「判定医」という。）の意見を聴取し、判定医より、本件診断書「⑬日常生活能力の程度」欄によれば日常生活はほぼ自立しているにもかかわらず、「⑮医学的総合判定」欄によれば「常に介助・見守りが必要」とされていることについて、日常生活の様子とどのような介助と見守りが必要か具体的に記載してほしい旨の指摘を受けている。

当該指摘を受け、処分庁は、診断書作成医に対し、「日常生活の様子」及び「どのような介助と見守りが必要か」について質問を行い、診断書作成医からは、「排泄、食事等は自立していますが、危険行動が多い（急に道に飛び出す等）ことから見守りは必須」との回答（以下「本件回答」という。）を得たことが認められる。

処分庁は、本件診断書及び本件回答の記載内容並びに判定医の意見を踏まえ、対象児童の障害の程度について「危険行動があるために見守りは必要であるものの、危険行動とそのために必要な見守りは、日常生活が著しい制限をうけるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものではない」と判断しており、その判断に不合理な点は認められない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、処分庁が、対象児童は認定基準第7節の2のEの2級相当である「社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ、不適応な行動が見られるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの」には該当しないとして、本件処分を行ったことに違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、審理員意見書を参酌した上で本件審査請求は棄却されるべきである
とした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

福岡県行政不服審査会第2部会

委員 小原 清信

委員 内田 敬子

委員 谷本 拓也